

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第74号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和8年5月20日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。